

アフラックでは、お客さまの利便性向上のため、**Web 約款**をおすすめしています



- アフラックのホームページ (<https://www.aflac.co.jp/>) 上で、いつでもご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。
- 冊子の「ご契約のしおり・約款」のように保管する必要がありません。

アフラックコールセンター

フリーダイヤル

通話料 無 料 **0120-555-359** **受付時間** [平日および第2・第4土曜日] 9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除きます。

※お手元に保険証券をご用意のうえ、保険契約者ご本人様よりご連絡ください。
※休日の翌営業日は電話が混み合うことがあります。

ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」のご登録で、
便利なサービスをご利用いただけます

ご契約者様専用サイト

アフラック よりそうネット

ご登録はとってもカンタン!

まずは下記より登録ページへアクセスし、
ご登録ください。

かんたんアフラック 検索

※法人契約の場合はご利用いただけません。

スマートフォンは
こちらからも
アクセス可

<p>ご登録者様限定 ご利用いただけるサービスの一例</p> <p>オンライン医療相談サービス 提供元: (株)メディカルノート</p>	<p>あなたの病気や身体についての疑問やお悩みに プロの医療チームがオンラインでお応えします!</p> <p>※本サービスは、診断その他の医療行為を 提供するものではありません。</p>	<p>月10回まで 相談無料</p>
--	---	------------------------

ご契約後、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人に必ずお知らせください。

【ご確認ください】

- ◆この保険はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預貯金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。
- ◆この保険に関するお客さまのお取引が、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取引に影響を与えることはありません。

生命保険募集人について	アフラックの生命保険募集人はお客さまとアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。
-------------	--

- 本冊子に記載の保障内容および保険料は2023年4月3日現在のものです。
- 契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。
- 「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」は商品内容やご契約に関する大切な事項を記載しています。“お支払いできない場合”や“新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し”など、お客さまにとって不利益となることも記載していますので、必ずご確認ください。

お問い合わせ、お申込みは

<募集代理店> (アフラックは代理店制度を採用しています)

<引受保険会社>



〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル
URL <https://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について
アフラックコールセンター 0120-555-359
平日/第2・第4土曜日 9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除きます。

日本郵便株式会社

当代理店はお客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行うもので、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。

郵便局からお届けする
アフラックのがん保険

ご契約中の 「がん保険」を活かして 「重大疾病」に備える特約

※重大疾病とは、心疾患、脳血管疾患を指します。

重大疾病一時金特約

No.1 アフラック
がん保険
保有契約件数

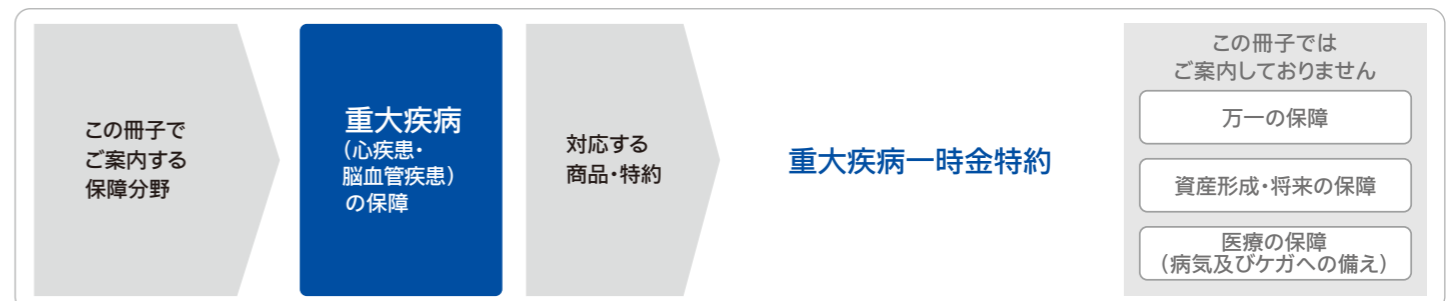
令和4年版 インシュアランス生命保険統計号

募集代理店

引受保険会社



この保険は、以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの商品です。
商品内容がお客さまのご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。
ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、裏面に記載の募集代理店までご連絡ください。



この冊子は「パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」です。
ご契約の際には本冊子とあわせて「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」や「ご契約のしおり・約款」には、

ご契約に関する重要事項を記載していますので、必ずお読みください。

「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約“お支払いできない場合”や“新たな保険契約への乗換え”」なので、必ずご確認ください。

のしおり・約款」は商品内容やご契約に関する大切な事項を記載しています。やご契約の見直し”など、お客様にとって不利益となることも記載しています

本冊子

パンフレット

P.3~5

商品の特長や保障内容について記載しています。

- 保険の必要性
 - 保障の内容
- など

保険料表

P.6

保険料を記載しています。

契約概要

P.7~15

契約内容に関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

- 保険の特長・しくみは?
 - 保険料の払込方法は?
 - どんなときに給付金などが支払われるの?
 - 契約できる条件は?
- など

注意喚起情報

P.16~25

お申込みに際して特にご注意いただきたい事項やお客様にとって不利益となる事項を記載しています。

- 告知とは?
 - 保障の開始はいつ?
 - 申込みを撤回したいときは?
 - 給付金などを請求するときは?
- など

その他重要事項

P.26

お申込みに際してご確認ください補足的情報をまとめています。

本冊子で使用するマークについて



特にご確認いただきたい内容のうち、お客様にとって不利益となる事項を記載しています。



条件など補足事項を記載しています。



「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。



保険の専門用語などについて記載しています。

ご契約のしおり・約款

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、お手続きなどをわかりやすく説明しています。

約款

「普通保険約款」「特約条項」など、ご契約についてのとりきめを詳しく説明しています。

「がん(悪性新生物)」とともに「三大疾病」と呼ばれる「心疾患」

「脳血管疾患」へ備えませんか？

三大疾病とは…

がん (悪性新生物)

- 胃がん
- 大腸がん
- 肺がん
- 肝臓がん
- 乳がん など

がん保険(重大疾病一時金特約を除く)で保障

心疾患

- 急性心筋梗塞
- 狭心症
- 心筋症
- 不整脈
- 心不全 など

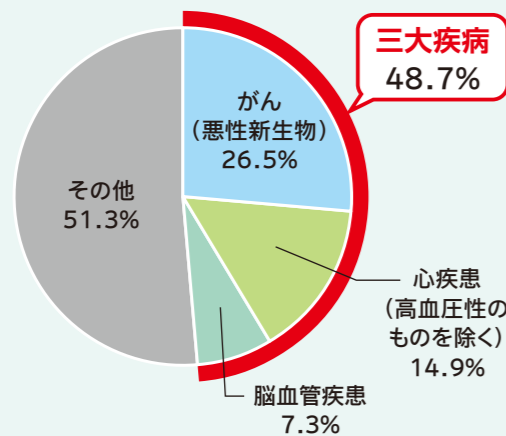
脳血管疾患

- 脳卒中
(脳梗塞、脳内出血、くも膜下出血) など

重大疾病一時金特約で保障

●日本人の死亡原因(*1)

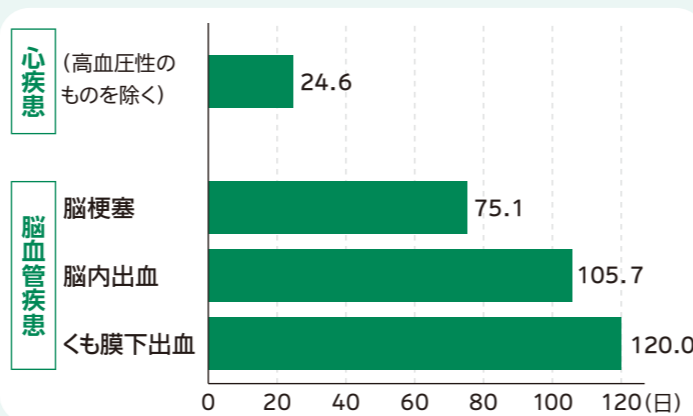
三大疾病は日本人の死亡原因の約半数を占めています。



(*1)厚生労働省「令和3年(2021)人口動態統計」をもとにアフラック作成

●退院患者の平均在院日数(*2)

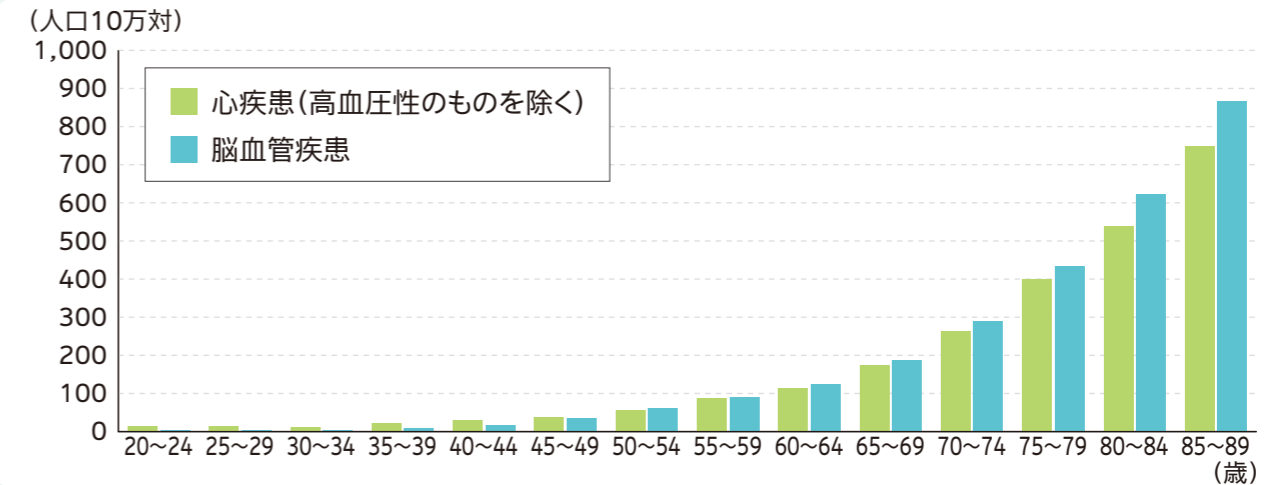
心疾患、脳血管疾患は治療が長期にわたる傾向にあります。



(*2)厚生労働省「令和2年(2020)患者調査」をもとにアフラック作成

●心疾患、脳血管疾患の受療率(*3)

心疾患、脳血管疾患は40代以降リスクが高まります。



(*3)厚生労働省「令和2年(2020)患者調査」をもとにアフラック作成

●くも膜下出血で入院した場合の想定自己負担金額

治療が長期にわたると、経済的な負担が生じる可能性があります。

ケース 自宅で急に倒れ、救急搬送。くも膜下出血と診断され、一命を取り留めたが、後遺症が残る。その後、リハビリ病院に転院し、長期間のリハビリを行った。入院は救急搬送時から120日(*4)におよんだ。

想定自己負担金額
1,118,505円

総医療費(*5):1日あたり53,616円
差額ベッド代(*6):1日あたり6,613円
※上記は、実際にかかった医療費となります。窓口での自己負担額とは異なります。

<自己負担額> ※入院中の治療等を含む
「1か月目:(入院30日)93,515円」+「2か月目:(入院30日)93,515円」+「3か月目:(入院30日)93,515円」+「4か月目:(入院30日)44,400円」+差額ベッド代:793,560円=合計:1,118,505円
※高額療養費制度を考慮して計算しています(69歳以下で年収約370万円~約770万円の場合)。詳細は5ページをご確認ください。

(*4)入院日数は、厚生労働省「令和2年(2020)患者調査」より

(*5)厚生労働省「令和3年社会医療診療行為別統計」をもとにアフラック作成

(*6)厚生労働省「中央社会保険医療協議会 主な選定療養に係る報告状況 令和3年7月1日現在」より1日あたり平均徴収額(推計)

■保障内容

心疾患と脳血管疾患の一時金の保障

重大疾病

重大疾病一時金

- 初回
- ①<急性心筋梗塞または脳卒中の場合>入院をしたとき、または手術を受けたとき
 - ②<上記以外の心疾患または脳血管疾患の場合>継続した10日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき

2回目以降

- 前回の重大疾病一時金のお支払いから1年以上経過後に、左記①または②のいずれかに該当したとき

特約給付金額 50万円の場合

1年に1回

50万円

保険期間
終身

高額療養費制度について

高額療養費制度とは、公的医療保険制度のひとつです。

同一月(1日から月末まで)にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、

一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が支給される制度です。

治療費は、高額療養費制度から支給される金額を考慮して、準備しておくのが合理的です。

※2022年10月現在の公的医療保険制度に基づいて記載しています。

下記に記載の年収はあくまで目安であり、ご加入の健康保険種類によって詳細な適用基準は異なります。

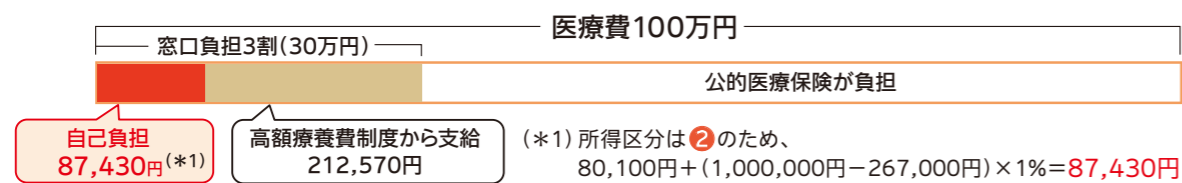
詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

69歳以下の場合

例 40歳 女性 (所得区分②の場合)



1か月で100万円の医療費がかかった場合 > 自己負担額は **87,430円**



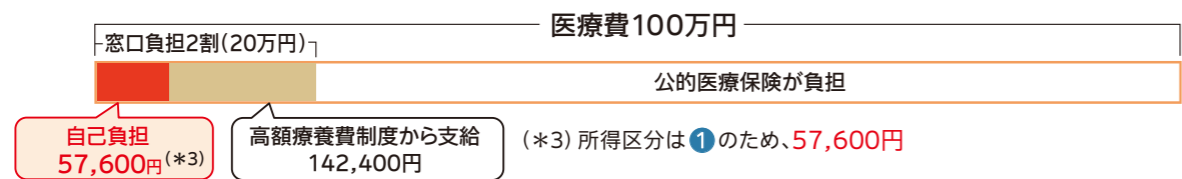
所得区分	ひと月の自己負担限度額(世帯ごと)	4回目からの自己負担限度額(*2)
① ~年収 約370万円	57,600円	44,400円
② 年収 約370万円~約770万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
③ 年収 約770万円~約1,160万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
④ 年収 約1,160万円~	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
⑤ 住民税非課税者	35,400円	24,600円

70歳以上の場合

例 72歳 男性 (所得区分①の場合)



1か月で100万円の医療費がかかった場合 > 自己負担額は **57,600円**



所得区分	ひと月の自己負担限度額(世帯ごと)		4回目からの自己負担限度額(*2)
	外来(個人ごと)	世帯ごと	
① 年収156万円~約370万円	18,000円 [年間上限144,000円]	57,600円	44,400円
② 年収 約370万円~約770万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円
③ 年収 約770万円~約1,160万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%		93,000円
④ 年収 約1,160万円~	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%		140,100円
⑤ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円	15,000円 (多数回該当なし)
⑥ 住民税非課税世帯(*4)	8,000円	24,600円	24,600円 (多数回該当なし)

(*2) 同一世帯(同じ健康保険に加入している方に限ります)で1年間(直近12か月)に3回以上高額療養費が支給された場合は、「多数回該当」となり4回目以降の自己負担限度額が軽減されます。

(*4) 住民税非課税世帯のうち、所得区分⑤に該当しない世帯を指します。

重大疾病一時金特約

月払保険料 (単位:円)

個別取扱

●記載の保険料は契約時の保険料となります。 ●記載の保険料は、ご契約中の「がん保険」の保険料払込期間が終身の場合のものです。ご契約中の「がん保険」の保険料払込期間が60歳/65歳払済の場合の保険料などは、募集代理店までお問い合わせください。

※主契約に「特定保険料払込免除特約」が付加されていない場合は、中途付加する特約も「特定保険料払込免除特約」が付加されない保険料になります。

男性 0歳~満85歳

契約日の満年齢	保険期間/保険料払込期間:終身	
	重大疾病一時金特約	特約給付金額50万円
0歳	455	465
1歳	465	475
2歳	470	485
3歳	480	495
4歳	490	500
5歳	495	510
6歳	505	520
7歳	515	530
8歳	530	545
9歳	540	555
10歳	550	570
11歳	565	585
12歳	575	595
13歳	590	610
14歳	605	625
15歳	620	640
16歳	635	660
17歳	650	675
18歳	665	695
19歳	685	710
20歳	700	730
21歳	720	750
22歳	740	770
23歳	760	795
24歳	780	820
25歳	805	835
26歳	820	860
27歳	845	885
28歳	865	915
29歳	890	940
30歳	915	970
31歳	945	1,000
32歳	975	1,030
33歳	1,005	1,065
34歳	1,035	1,100
35歳	1,065	1,140
36歳	1,100	1,175
37歳	1,135	1,215
38歳	1,165	1,255
39歳	1,200	1,300
40歳	1,240	1,340
41歳	1,305	1,420
42歳	1,375	1,495
43歳	1,450	1,585
44歳	1,530	1,675
45歳	1,615	1,775
46歳	1,705	1,880
47歳	1,805	1,995
48歳	1,905	2,125
49歳	2,015	2,255
50歳	2,135	2,400
51歳	2,220	2,500
52歳	2,310	2,615
53歳	2,400	2,730
54歳	2,495	2,850
55歳	2,595	2,980
56歳	2,695	3,115
57歳	2,800	3,250
58歳	2,915	3,400
59歳	3,035	3,555
60歳	3,155	3,720
61歳	3,285	3,890
62歳	3,425	4,080
63歳	3,570	4,275
64歳	3,725	4,475
65歳	3,885	4,695
66歳	4,060	4,920
67歳	4,235	5,160
68歳	4,435	5,420
69歳	4,635	5,695
70歳	4,850	5,980
71歳	5,020	6,200
72歳	5,195	6,430
73歳	5,385	6,685
74歳	5,580	6,940
75歳	5,790	7,200
76歳	6,015	7,465
77歳	6,250	7,740
78歳	6,505	8,035
79歳	6,775	8,345
80歳	7,060	8,685
81歳	7,375	9,065
82歳	7,715	9,495
83歳	8,075	9,990
84歳	8,460	10,500
85歳	8,865	11,030

女性 0歳~満85歳

契約日の満年齢	保険期間/保険料払込期間:終身	
	重大疾病一時金特約	特約給付金額50万円
0歳	355	370
1歳	360	375
2歳	365	380
3歳	370	385
4歳	380	390
5歳	385	400
6歳	390	405
7歳	395	415
8歳	405	420
9歳	410	430
10歳	420	435
11歳	425	445
12歳	435	455
13歳	440	460
14歳	450	470
15歳	460	480
16歳	470	490
17歳	475	495
18歳	485	510
19歳	495	520
20歳	505	530
21歳	520	550
22歳	535	565
23歳	550	585
24歳	565	600
25歳	585	620
26歳	605	645
27歳	625	665
28歳	645	690
29歳	665	715
30歳	685	740
31歳	705	760
32歳	725	780
33歳	740	805
34歳	760	820
35歳	780	845
36歳	800	870
37歳	820	895
38歳	840	925
39歳	865	950
40歳	890	980
41歳	930	1,025
42歳	970	1,075
43歳	1,015	1,125
44歳	1,060	1,170
45歳	1,110	1,230
46歳	1,155	1,285
47歳	1,210	1,350
48歳	1,270	1,415
49歳	1,335	1,480
50歳	1,400	1,555
51歳	1,440	1,605
52歳	1,480	1,655
53歳	1,530	1,705
54歳	1,580	1,760
55歳	1,630	1,815
56歳	1,685	1,875
57歳	1,740	1,940
58歳	1,800	2,005
59歳	1,860	2,080
60歳	1,925	2,150
61歳	1,995	2,225
62歳	2,065	2,310
63歳	2,140	2,400
64歳	2,220	2,485
65歳	2,305	2,580
66歳	2,390	2,680
67歳	2,480	2,785
68歳	2,575	2,890
69歳	2,680	3,005
70歳	2,785	3,120
71歳	2,890	3,245
72歳	3,010	3,380
73歳	3,130	3,525
74歳	3,265	3,675
75歳	3,405	3,835
76歳	3,555	4,005
77歳	3,715	4,185
78歳	3,890	4,385
79歳	4,075	4,590
80歳	4,270	4,815
81歳	4,480	5,065
82歳	4,715	5,340
83歳	4,960	5,645
84歳	5,220	5,965
85歳	5,500	6,305

契約概要

- この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。ご契約に際しては「**注意喚起情報**」のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

もくじ

01 特長	7	05 保険料の払込方法	13
02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)	8	06 保険料払込経路(特約の契約日など)	14
03 給付金のお支払いなど	11	07 保険料に関する留意事項	15
04 契約者配当金・解約払戻金	13	08 お引受けの条件	15

01 特長

ご契約中のがん保険に重大疾病一時金特約を付加することで、治療が長期にわたり経済的な負担が大きくなる可能性のある心疾患・脳血管疾患に備えることができます。

02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

特約の中途付加の対象となるご契約中のがん保険

特約の中途付加の対象となるご契約中の「がん保険」は以下のとおりです。保険商品と正式名称については、以下をご確認ください。

保険商品	正式名称(主契約)
新がん保険	新がん保険(A型)
スーパーがん保険(*)	新がん保険(B型)
21世紀がん保険	がん保険[2000]
アフラックのがん保険 <i>g</i> (フォルテ)	
生きるためのがん保険Days	がん保険[終身・無解約払戻金型A]
新 生きるためのがん保険Days	がん保険[低・無解約払戻金2014]
生きるためのがん保険Days1	がん保険[低・無解約払戻金2018]
生きるためのがん保険Days1 ALL-in	
生きるためのがん保険Days1 WINGS	
ご契約者のためのがん保険 <i>g</i> (フォルテ)	がん保険[無解約払戻金型]
生きるためのがん保険Daysプラス	がん保険[終身・無解約払戻金型B]
新 生きるためのがん保険Daysプラス	がん保険[無解約払戻金2014契約者用]
生きるためのがん保険Days1プラス	がん保険[無解約払戻金2018契約者用]
優しいがん保険	新がん保険(E型)
生きるためのがん保険寄りそうDays	特別がん保険[無解約払戻金]

(*) スーパーがん定期保険・スーパーがん保険23は含まれません。

ご契約中の「がん保険」が以下の場合は特約を中途付加することができません。

- ①主契約が有効な状態ではない場合(失効中の契約を含む)
- ②主契約の保険料払込期間が2年払済/5年払済/10年払済の場合
- ③主契約の保険料払込期間が満了している場合
- ④主契約が保険料払込免除となっている場合
- ⑤主契約が「21世紀がん保険」で保険期間が定期タイプの場合
- ⑥保険料前納期間中の場合
- ⑦その他、アフラックが定める条件を満たさない場合

▶ 前ページからの続き

■ 付加可能な主契約の契約種類と特約の被保険者の型

- ・ご契約中の「がん保険」が「新がん保険」「スーパーがん保険」「21世紀がん保険」の場合は、主契約の契約種類に応じて「本人型」「配偶者型」の特約を付加することができます。
- ・「配偶者型」は「家族契約／ご家族コース」のみに付加することができます。
- ・本冊子に記載の特約については、お子さまの保障はありません。

主契約の契約種類	主契約の被保険者 (保障の対象者)	特約の被保険者の型	特約の被保険者 (保障の対象者)
個人契約/ ご本人コース	ご本人 (主たる被保険者/ 第1被保険者)	本人型	ご本人 (主契約の「主たる被保険者/ 第1被保険者」)
家族契約/ ご家族コース	ご本人(主たる被保険者/ 第1被保険者)とその同一戸 籍の配偶者(従たる被保険者/ 第2被保険者)および満23 歳未満のお子さま		

■ 特約給付金の受取人

- ・本冊子に記載の特約給付金の受取人は、原則被保険者となります。
- ・「がん保険〔無解約払戻金型〕」に付加する特約給付金の受取人は、主契約の給付金受取人となります。
- ・「新がん保険」「スーパーがん保険」「21世紀がん保険」に付加する特約の被保険者の型に応じた特約給付金の受取人はつぎのとおりです。

特約の被保険者の型	特約給付金の受取人
本人型	主契約の「主たる被保険者／第1被保険者」の給付金受取人
配偶者型	主契約の「従たる被保険者／第2被保険者」の給付金受取人

特約の保険期間、保険料払込期間

契約内容(保険期間、保険料払込期間)は、以下のとおりです。

販売名称	正式名称	保険期間	保険料 払込期間
重大疾病一時金特約	重大疾病一時金特約	終身	終身 60歳払済 65歳払済

■ 「指定代理請求特約」(代理人による請求)について

被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。

※主契約が「家族契約／ご家族コース」の場合、「従たる被保険者／第2被保険者」については指定代理請求人は指定できません。

▶詳しくは [しおり](#) 「指定代理請求特約」について をご確認ください。

「指定代理請求特約」を付加する場合、別途手続きが必要となります(この冊子に記載の特約を中途付加されても自動的に付加されません)。詳しくはアフラックまたは募集代理店にお問い合わせください。

03 給付金のお支払いなど

▶▶参照 **しおり** 各種特約のお支払いについて

支払事由などについて、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

具体的な支払額については「パンフレット」などの給付金額が記載されているページをご確認ください。

特約名称	給付金名称	支払事由	支払対象		支払額	支払限度
			がん	上皮内 新生物		
重大疾病一時金特約 ^(※1)	重大疾病一時金	(初回)つぎの①②いずれかに該当したとき ①急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として、手術または入院 ^(※2) をしたとき ②心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞および脳卒中を除く)の治療を目的として、手術または継続10日以上入院 ^(※2) をしたとき (2回目以降)前回の重大疾病一時金のお支払いから1年以上経過後に、上記①または②のいずれかに該当したとき	—	—	1回につき 特約給付金額	<ul style="list-style-type: none"> 1年に1回 通算支払回数は無制限

(※1)「重大疾病一時金特約」の対象となる「重大疾病」は以下のとおりです。

対象となる疾病	疾病の例と注意事項
①心疾患	<ul style="list-style-type: none"> 約款に定める心疾患
急性心筋梗塞	<ul style="list-style-type: none"> 急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞の2疾病で、冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥ったものをいいます。
②脳血管疾患	<ul style="list-style-type: none"> 約款に定める脳血管疾患
脳卒中	<ul style="list-style-type: none"> くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の3疾病で、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こしたものをいいます。

(※2) 脳血管疾患を原因とする血管性認知症の治療を目的とした精神病床における入院は、脳血管疾患の治療を目的とする入院には該当しません。

特約の消滅など

- ご契約中の「がん保険」が「新がん保険」「スーパーがん保険」「21世紀がん保険」でつぎのいずれかに該当した場合、特約は消滅します。

(1)特約の被保険者の型が本人型の場合

①ご本人が死亡したとき

- ※本人型とあわせて配偶者型をご契約の場合、配偶者型の特約は、そのまま継続できます。

- この場合、主契約および配偶者型の特約の保険料は、従来通りお払込みいただく必要があります。

(2)特約の被保険者の型が配偶者型の場合

①配偶者が死亡したとき

②離婚などにより配偶者についての被保険者の資格がなくなったとき

③主契約が家族契約から個人契約に変更されたとき

- 主契約が消滅した場合、付加されている全ての特約も消滅します。

- 「重大疾病一時金特約」の取扱について

(1)主契約が無効とされた場合

- 主契約の責任開始日の前日以前に「がん(悪性新生物)」と診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合は、「重大疾病一時金特約」も無効となります(主契約の復活の取扱が無効とされた場合には、「重大疾病一時金特約」の復活の取扱も無効となります)。

- 主契約が無効(復活の際は復活の取扱が無効)とされる前に、「重大疾病一時金」の支払事由に該当し、「重大疾病一時金」を支払う場合には、「重大疾病一時金」の支払事由に該当したときに遡って、「重大疾病一時金特約」は消滅し、消滅時までは効力があつたものとします。

(2)主契約に「特定保険料払込免除特約」が付加されている場合

- 「特定保険料払込免除特約」が付加された主契約に「重大疾病一時金特約」を中途付加した場合、「重大疾病一時金特約」の責任開始期前または責任開始日から3か月以内^(※3)に「がん(悪性新生物)」と診断確定されていた場合には、「重大疾病一時金特約」は無効(復活の際は復活の取扱が無効)となります。

- 上記により「重大疾病一時金特約」が無効(復活の際は復活の取扱が無効)とされる前に、「重大疾病一時金特約」の支払事由に該当し、「重大疾病一時金」を支払う場合には、「重大疾病一時金」の支払事由に該当したときに遡って、「重大疾病一時金特約」は消滅し、消滅時までは効力があつたものとします。

(※3) 団体・集団取扱の場合は、責任開始日から2か月以内または告知の日から3か月以内)

04 契約者配当金・解約払戻金

契約者配当金・解約払戻金

契約者配当金・解約払戻金がありません。

05 保険料の払込方法

- 保険料は被保険者の性別および満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。
※主契約の保険料払込期間が終身の場合は、中途付加日時点における満年齢となります。
主契約の保険料払込期間が歳払済の場合は、中途付加日の直前の主契約の年単位の契約応当日時点における満年齢となります
(中途付加日が主契約の年単位の契約応当日と一致する場合は中途付加日時点での満年齢)。
- 具体的な保険料については「保険料表」、「提案書」などをご確認ください。
▶▶ 保険料払込期間について、詳しくは **02** 契約内容(保険期間、保険料払込期間など) **P.8~10** をご確認ください。

払込方法

保険料の払込方法には、「月払」「半年払」「年払」があり、主契約と同一の払込方法で、特約保険料を追加してお払込みいただけます。

※保険料の払込経路 **用語** によっては払込方法が限定される場合があります。

保険料払込期間

主契約の保険料払込期間が終身の場合

重大疾病一時金特約の保険料

特約保険料を終身にわたってお払込みいただけます。



- 保険料払込期間が終身で、保険料の払方タイプが半額タイプの主契約に重大疾病一時金特約を中途付加した場合、重大疾病一時金特約の保険料は半額になりません。

用語

- 「払込経路」とは
保険料を払込む方法(経路)のことで、「個別取扱(口座振替など)」「団体・集団取扱(給与控除または集金代行)」など。

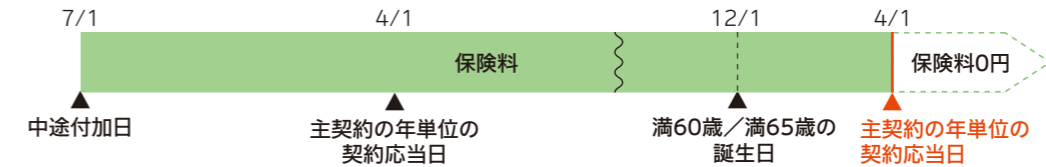
主契約の保険料払込期間が60歳/65歳払済の場合

重大疾病一時金特約の保険料

保険料払込期間が60歳/65歳払済の主契約に保険期間が終身の上記特約を中途付加する場合、**保険料払込期間を「①主契約と同一」または「②終身」から選択することができます。**

- ① 特約の保険料払込期間を「主契約と同一」とした場合
満60歳または満65歳の誕生日の直後に迎える**主契約の年単位の契約応当日から特約保険料の負担がなくなります。**

〈例〉主契約の年単位の契約応当日が4月1日、中途付加日が7月1日、誕生日が12月1日の場合



- ② 特約の保険料払込期間を「終身」とした場合
特約保険料を終身にわたってお払込みいただけます。



06 保険料払込経路(特約の契約日など)

お申込みから保険料払込みの流れは、払込経路(「個別取扱」「団体・集団取扱」など)により異なります。

- ▶▶ 保障の開始について、詳しくは **注意喚起情報 P.19~20** をご確認ください。

個別取扱(月払)

- 特約の契約日：特約を主契約に中途付加して締結する際に、保険契約者が指定した月の主契約の契約応当日(応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします)

団体・集団取扱(月払)

- 特約の契約日：特約を主契約に中途付加して締結する際に、保険契約者が指定した月の主契約の契約応当日(応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします)
- 給与控除の場合、保険料は毎月給与よりお払込みいただけます。
- 集金代行の場合、保険料は団体(集団)の集金事務委託会社の請求に基づき、保険契約者の指定口座から自動振替によりお払込みいただけます。

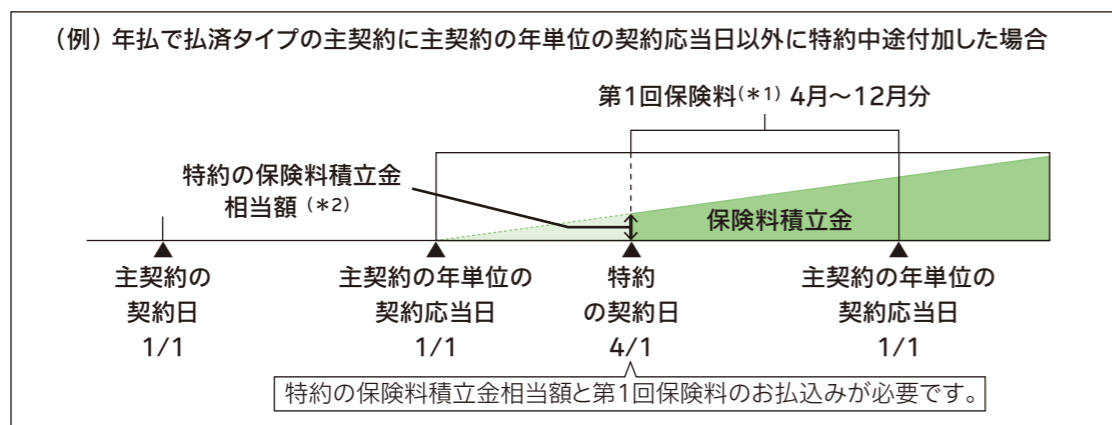
補足

団体(集団)を退職(脱退)した場合は、個別取扱に変更して契約をご継続いただけます
(保険料は個別料率に変わります)。

07 保険料に関する留意事項

特約保険料の払込について

- 主契約の保険料払込期間が終身の場合は、調整保険料(払方調整保険料)が発生する場合があります。主契約の保険料払込方法が年・半年払で、年・半年単位の契約応当日以外に中途付加した場合、第1回保険料は付加月から直後に到来する主契約の年・半年単位の契約応当日の属する月の前月までの月数分相当の金額となります。
 - 主契約の保険料払込期間が払済タイプのご契約で、年単位の契約応当日以外に中途付加した場合、第1回保険料(*1)に加えて、保険料積立金相当額のお払込みが必要です。(*2)
- ▶詳しくは [しおり](#) 特約保険料の払込についてをご確認ください。



(*1)主契約の保険料払込方法(回数)が年・半年払で、年・半年単位の契約応当日以外に中途付加した場合、第1回保険料は付加月から直後に到来する主契約の年・半年単位の契約応当日の属する月の前月までの月数分相当の金額となります(「調整保険料(払方調整保険料)」といいます)。

(*2)中途付加する特約の保険料は、特約の契約日の直前の主契約の年単位の契約応当日における被保険者の満年齢によって計算します。そのため、特約の契約日が年単位の契約応当日と異なる場合は、特約の契約日時点で積み立てるべき保険料積立金が不足するため、保険料積立金相当額の払込みが必要です(「調整保険料(一括調整保険料)」といいます)。

- 特約の前納取扱いは主契約に準じますが、特約の保険期間を超える前納は取扱いません。

保険料払込免除

- 「特定保険料払込免除特約」を付加した主契約に特約中途付加する場合、特約も「特定保険料払込免除特約」を付加した保険料となり、付加しない場合の保険料に比べ、高くなります。
- 主契約に「特定保険料払込免除特約」が付加されていて免除事由に該当した場合は、中途付加した特約についてもその後の保険料のお払込みを免除します。

08 お引受けの条件

- 現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はお申込みいただけません。
- 保険契約者と被保険者との続柄は、本人・配偶者または2親等内の親族となります(法人契約は除きます)。
- 被保険者の健康状態によっては、お申込みをお引受けできない場合があります。
- お引受けにあたっては、アフラック所定の制限を定めています。詳しくは、裏面に記載のアフラックコールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。

注意喚起情報

- 1 この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して**特にご注意ください事項**や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 2 ご契約に際しては「**契約概要**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

もくじ

01 反社会的勢力に該当する場合	16	08 解約と解約払戻金	23
02 告知義務	17	09 新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し	23
03 お申込みの撤回または解除	18	10 ご契約内容の見直し方法	24
04 保障の開始	19	11 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合	25
05 お支払いできない場合	20	12 相談・照会・苦情の窓口	25
06 給付金などのご請求	21		
07 ご契約の失効・復活	22		

01

反社会的勢力に該当する場合

反社会的勢力に該当する場合、 保険契約のお申込みはできません。

- 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力(*1)に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。

(*1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、保険契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

02

告知義務

▶▶参照 しおり お申込にあたって

正しく告知していただかないと、
ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態について、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態について「告知書」上でアフラックがおたずねすることがらについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- 医師の診査を受けて契約される場合、医師が口頭で告知を求めることがあります。その場合もありのままを伝えて(告知して)ください。
- 生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことはありません。**

補足

- ・告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- ・アフラックの社員またはアフラックで委託した担当者が、「ご契約のお申込み後」または「給付金などのご請求」や「保険料払込免除のご請求」の際に、**お申込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**



「告知義務違反」がある場合、
ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除することがあるケース

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、特約の保険期間の始期から2年以内のとき
- 特約の保険期間の始期から2年を経過していても、給付金などの支払事由が2年以内に生じていた場合

上記の場合、給付金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払込みを免除することはできません。なお、**解除**用語の際に払戻金があれば保険契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払込まれた保険料は返金しません。

用語

- 「解除」とは
保険期間の途中で、アフラックの意思でご契約を消滅させること

03

お申込みの撤回または解除

所定の期間内であれば、お申込みの
撤回または解除ができます。

- お申込者または保険契約者は、申込みおよび「第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)払込み」が**ともに完了した日**からその日を含めて**8日以内(郵便の場合、8日以内の消印有効)**であれば、ご契約のお申込みの**撤回**用語またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。(クーリング・オフ制度)
- お申込みの撤回等をした場合には、お払込みいただいた金額をお返しします。

【お申込みの撤回等の方法】

上記の期間内にアフラックオフィシャルホームページから撤回等のお申し出を送信していただくか、またはアフラック宛てに郵便により文書を送付してください。

- アフラックオフィシャルホームページよりお申込みの撤回等をする場合
以下のURLにアクセスし、必要項目を入力の上、送信してください。

アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php>

スマートフォンは
こちらからもアクセス可



- 郵便によりお申込みの撤回等をする場合

※ハガキなどの書面に下記の〈記入項目〉を漏れなく記載してください。書式は自由です。

〈記入項目〉

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ①記入日 | ⑤保険契約者の住所・電話番号 |
| ②撤回等の理由および撤回等をしたい意思 | ⑥被保険者名 |
| ③保険契約者の自署・フリガナ | ⑦特約種類 |
| ④保険契約者の生年月日 | ⑧証券番号(不明の場合は未記入でも可) |

※保険契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号
アフラック 契約部 撤回担当行



つぎの場合には、
お申込みの撤回等ができません。

- アフラックが指定した医師の診査を受けた場合
- すでに契約したご契約の内容を変更する場合

用語

- 「撤回」とは
ご契約のお申込み後に、申込者をご契約のお申込みを取下げること

04

保障の開始

申込日が保障の開始ではありません。

ご契約上の保障を開始する時期を「責任開始期」といいます。

アフラックがご契約をお引受けした場合の「責任開始期」は、つぎのとおりです。

1. ご契約中のがん保険が「新がん保険」「スーパーがん保険」「優しいがん保険」の場合

個別取扱 / 団体・集団取扱

重大疾病一時金特約の責任開始期：第1回特約保険料のお払込みが完了した時と特約の契約日(*1)のいずれか早い時



(*1) 特約を主契約に中途付加して締結する際に、保険契約者が指定した主契約の月単位の契約応当日(応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします)。

2. ご契約中のがん保険が上記以外の場合

個別取扱

重大疾病一時金特約の責任開始期：第1回特約保険料のお払込みが完了した時と特約の契約日(*2)のいずれか早い時



(*2) 特約を主契約に中途付加して締結する際に、保険契約者が指定した主契約の月単位の契約応当日(応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします)。

団体・集団取扱

重大疾病一時金特約の責任開始期：第1回特約保険料のお払込みが完了した時と特約の契約日(*3)のいずれか早い時



(*3) 特約を主契約に中途付加して締結する際に、保険契約者が指定した主契約の月単位の契約応当日(応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします)。

補足

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからのお申込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客さまとアフラックの保険契約締結の媒介を行います)。

05

お支払いできない場合

▶▶参照 [しおり](#) お支払いできない場合について

給付金などをお支払いできないことがあります。

- 告知内容が事実と相違し、告知義務違反によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効 [用語](#) している場合
- 保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や、給付金などの不法取得目的によりご契約が無効になった場合
- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合

上記以外にも、給付金などをお支払いできないことがあります。

▶▶詳しくは [契約概要 P.11~12](#) のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

用語

- 「失効」とは
保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため給付金などは支払われない)

06

給付金などのご請求

▶▶参照 **しおり** ご契約後について

給付金などのご請求の際は、
ご連絡ください。

- 給付金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性がとられる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに下記のアフラックホームページをご確認いただくか、アフラックコールセンターにご連絡ください。**

インターネットの場合

アフラックホームページ

スマートフォンは
こちらからもアクセス可

キーワードで検索

アフラック 給付金 検索



原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。

請求書類のお取寄せ パソコン スマートフォン	請求書類を郵送にてお取寄せ いただけます。
請求書類のダウンロード パソコン	パソコンサイトでは一部の請求書類を ダウンロードしていただけます。
給付金デジタル 請求サービス パソコン スマートフォン	インターネット上で給付金請求手続きを 完結できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件がございます。

お電話の場合

アフラック コールセンター

0120-555-359 **通話料
無料**

受付時間：平日および第2・第4土曜日

9:00～17:00

※祝日・年末年始を除きます。

※お手元に保険証券をご用意のうえ、保険契約者ご本人様
よりご連絡ください。

※休日の翌営業日は電話が混み合うことがあります。

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります。**
ご不明な点がある場合はご連絡ください。
- 支払事由については **契約概要 P.11～12** のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。
- ▶▶詳しくは **しおり** 「指定代理請求特約」について をご確認ください。

➕補足

保険契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。
お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

07

ご契約の失効・復活

保険料のお払込みがない場合、ご契約が
失効することがあります。

ご契約の失効

主契約が失効した場合、特約も失効します。

保険料のお払込みがないまま猶予期間が過ぎると、ご契約は**払込猶予期間満了日の翌日**
に失効します。

ご契約の復活

失効したご契約でも、失効した日から1年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。
特約のみの復活はできません。

08

解約と解約払戻金

解約払戻金の有無は
保険種類などによって異なります。

特約の解約払戻金はありません。
主契約を解約すると多くの場合、解約払戻金はまったくないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。
保険種類などによって解約払戻金があるタイプや、ないタイプ、削減タイプがあります。

09

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し

乗換えや見直しは、ご契約者にとって
不利益となることがあります。

「新たな保険契約への乗換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につきの点について、保険契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短時間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する**配当の請求権などを失う場合があります。**
- 新たな保険契約の保険期間の始期を起算日として、「告知義務違反」による解除の規定が**適用されます。**また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての**詐欺行為などが適用の対象となります。**

▶詳しくは02告知義務 [P.17] をご確認ください。

※契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約、条件付解約などがあります。
利用する方法によって**取扱条件や保険料が異なり、ご利用いただけない場合があります。**



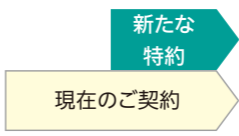
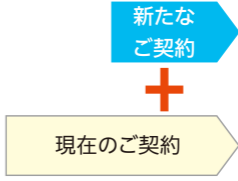
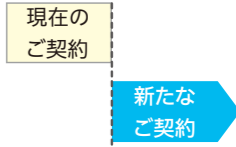
健康状態などによってはお引受けできません。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

10

ご契約内容の見直し方法

ご契約内容を見直す場合、
以下の見直し方法があります。

	特約の中途付加	追加契約	条件付解約
特徴	現在のご契約の保障内容や保険期間は変えずに、保障を充実させることができます。	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。	現在のご契約を解約し、新しいご契約に加入することで、保障内容などを充実させることができます。
しくみ	現在のご契約にご希望の特約を付加いただく方法です。 ご契約は1件のままです。 	現在のご契約に追加して、別の新しいご契約(ご契約者専用)にご加入いただく方法です。 ご契約は2件になります。 	保険期間を途切れさせることなく、現在のご契約を解約し、新たなご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は1件になります。 
現在のご契約	継続します	継続します	消滅します(*3)
保険料	被保険者の満年齢(*1)、保険料率(*2)により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお支払いいただきます。	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお支払いいただきます。	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により計算します。 ※予定利率が現在のご契約より引下げられ、保険料が 引上げられることがあります。

- (*1) 主契約の保険料払込期間が終身の場合は、中途付加日時点における満年齢となります。
主契約の保険料払込期間が歳払済の場合は、中途付加日の直前の主契約の年単位の契約応当日時点における満年齢となります(中途付加日が主契約の年単位の契約応当日と一致する場合は中途付加日時点での満年齢)。
(*2) 中途付加日時点における保険料率となります。
(*3) 新たなご契約の契約日前日に解約となります。
また、解約払戻金などがあれば保険契約者へお支払いします(新たなご契約に充当はされません)。

- いずれの方法をご利用いただく場合も改めて告知が必要になるため、被保険者の**健康状態によっては、ご利用できない場合があります。**
- ご契約中の特約を解約して新たな特約を中途付加する場合、新たな特約の保障の開始まで「待ち期間(保障されない期間)」があるため、**ご契約中の特約と新たな特約ともに保障の対象とならない期間があります**(「重大疾病一時金特約」を除く)。



現在ご契約のがん保険の種類や内容によっては取扱いできない場合があります。

各がん保険の見直し方法の詳細について、ご不明な点がございましたら、**アフラックコールセンター 0120-555-359**にお問い合わせください。
(平日および第2・第4土曜日9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除きます。)

11

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

アフラックは「生命保険契約者保護機構」の
会員会社です。

- 保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
- 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、契約時の給付金額などが削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構

☎ 03-3286-2820 受付 [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
時間 ※ 祝日・年末年始を除きます。

ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

12

相談・照会・苦情の窓口

お客さまの相談・照会・苦情を
お受けします。

- 保険に関する相談・照会・苦情などがある場合は、下記のアフラックコールセンターまたは本冊子裏面の募集代理店にご連絡ください。

アフラックコールセンター

フリーダイヤル
通話料 無 料 0120-555-359 受付 [平日および第2・第4土曜日]
時間 9:00～17:00 ※ 祝日・年末年始を除きます。
※ お手元に保険証券をご用意のうえ、保険契約者ご本人様よりご連絡ください。
※ 休日の翌営業日は電話が混み合うことがあります。

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さまの相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、保険契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- この商品にかかる指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

一般社団法人 生命保険協会

ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>

その他重要事項

- 1 この「その他重要事項」には、ご契約のお申込みに際して「契約概要」「注意喚起情報」とあわせてご確認いただきたい補足的情報をまとめています。
- 2 ご契約に際しては「契約概要」「注意喚起情報」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。

もくじ

- 01 個人情報の取扱い(保険契約者および被保険者の皆様へ) 26

01 個人情報の取扱い(保険契約者および被保険者の皆様へ)

プライバシーポリシー

引受保険会社は「個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、引受保険会社ホームページにてご確認ください。